

令和 6 年第 4 回 定例会

請 願 調 査 一 覧 表

防 災 環 境 産 業 委 員 会

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	紹介議員氏名	調 査 結 果																																
6 年 第 7 号	6． 1 1． 2 9	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願 子どもたち一人ひとりに確かな学力をつけ、豊かな人間関係を育むためには、何よりもゆとりある学習環境として「少人数学級」が求められている。 コロナ禍を契機に、子どもにとって安心できる生活環境、安全な学習環境としての「少人数学級」の有効性を経験して、「30 人以下の少人数学級」の実現が教育の最優先の課題であるという認識が広まり、世論になっている。 このような情勢を背景に、文科省は、40 年間続けてきた「40 人学級」を改め、「2021 年度から 5 年かけて小学 6 年までを 35 人学級にする」こととした。これは一歩前進ではあるが、国際的な水準からほど遠く、国民の期待からもかけ離れている。 茨城県は「茨城方式」によって 35 人学級を中学 3 年まで拡大しているが、この機会に 35 人学級の高等学校までの早期実現を国に求めるとともに、県独自の「30 人以下学級」を目指す施策もすすめてほしい。 社会に広がる経済格差が、子どもの生活や学習に大きな影響を与え、子どもの進路を狭めている。県立高校の統廃合や学級削減ではなく、過疎地域の高校や定員割れの高校、定時制高校に対して先行して少人数学級を実現してほしい。 小・中学校、高校、特別支援学校で、教職員の未配置が起きている。学校現場では病気休暇や産前産後休暇、育児休業などの代替教職員が見つからない「教育に穴があく」状況が数か月続くなど、いっそう深刻である。教職員の負担軽減をすすめるとともに、正規の教職員を増やしてほしい。 特別支援学校については、保護者や教職員等による「過大・過密」「教室不足」解消を求める長年の運動によって、2021 年 9 月に文科省が設置基準を制定した。茨城においては 2023 年 5 月時点、23 校ある県立特別支援学校のうち 11 校で 89 の普通教室が不足している。「教育環境を改善する」との制定趣旨を尊重して、既存の特別支援学校にも設置基準を適用するなど、普通教室不足及び過大・過密を早期に解消してほしい。 次の社会を担う子どもたちのために、教育予算の大幅な増額をお願いします。 【請願事項】 1 教員を増やすとともに、学校運営費を増額してほしい。 2 小学校、中学校、高等学校の 30 人以下学級を早期に実現してほしい。 3 教育的な観点、地域の意見を尊重し、小学校、中学校、高等学校の統廃合をやめてほしい。 4 県立高校学習者用端末の公費負担をはじめとする教育費の保護者負担軽減、並びに、私学助成増額のために、教育予算を増やしてほしい。 5 定時制高校の教育条件（教員の加配、学校運営費の増額）を充実してほしい。 6 特別支援学校の過大・過密と普通教室不足を解消するために、既存校にも設置基準を適用するとともに、学校新設をすすめてほしい。 7 県立の教育施設、IT 短大、産業技術専門学院、農業大学校、看護専門学校、医療大学、笠間陶芸大学校の授業料引上げをやめてほしい。	民主教育をすすめる茨城県民会議 代表 岡野 一男 外 1,370 名	江 尻 加 那	【茨城県立産業技術短期大学の授業料の改定について】 1 授業料改定の内容 ○ 茨城県立産業技術短期大学の授業料を次のとおり改定する。 <table><tr><td>現行</td><td>改定後(値上げ幅)</td></tr><tr><td>年額 390,000 円</td><td>年額 392,800 円(+2,800 円)</td></tr></table> ○ 改定日:令和 7 年 4 月 1 日 2 授業料改定の理由等 ○ 県立施設の使用料等については、おおむね 3 年に 1 度、その間の物価上昇率等を勘案して一斉点検を行うこととしており、令和 6 年度が見直し時期にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から改定することとしたもの。 ○ 前回の授業料の見直しは、2007 年度(平成 19 年度)。 3 教育費の負担軽減 ○ 茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例(平成 16 年茨城県条例第 19 号)に基づき、学生が経済的な理由等により、授業料の納付が困難な場合には、授業料の全部若しくは一部を免除又は、徴収を猶予する。 ○ 過去 3 年間の減免実績は以下のとおり。 <table><tr><td>年度</td><td>人数</td><td>減免額</td></tr><tr><td>R3</td><td>33人</td><td>4,961千円</td></tr><tr><td>R4</td><td>34人</td><td>5,611千円</td></tr><tr><td>R5</td><td>35人</td><td>5,850千円</td></tr></table> 4 その他制度 ○ 技能者育成資金融資制度（厚生労働省） 【茨城県県立職業能力開発校の授業料の改定について】 1 授業料改定の内容 ○ 茨城県県立職業能力開発校の授業料を次のとおり改定する。 <table><tr><td>現行</td><td>改定後(値上げ幅)</td></tr><tr><td>年額 118,800 円</td><td>年額 139,600 円(+20,800 円)</td></tr></table> ○ 改定日:令和 7 年 4 月 1 日 2 授業料改定の理由等 ○ 県立施設の使用料等については、おおむね 3 年に 1 度、その間の物価上昇率等を勘案して一斉点検を行うこととしており、令和 6 年度が見直し時期にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から改定することとしたもの。 ○ 前回の授業料の見直しは、2007 年度(平成 19 年度)。 3 教育費の負担軽減 ○ 茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年茨城県条例第 17 号）に基づき、学生が経済的な理由等により、授業料の納付が困難な場合には、授業料の全部若しくは一部を免除又は、徴収を猶予する。 ○ 過去 3 年間の減免実績は以下のとおり。 <table><tr><td>年度</td><td>対象者数</td><td>減免額</td></tr><tr><td>R3</td><td>53人</td><td>2,890千円</td></tr><tr><td>R4</td><td>72人</td><td>3,880千円</td></tr><tr><td>R5</td><td>72人</td><td>3,822千円</td></tr></table>	現行	改定後(値上げ幅)	年額 390,000 円	年額 392,800 円(+2,800 円)	年度	人数	減免額	R3	33人	4,961千円	R4	34人	5,611千円	R5	35人	5,850千円	現行	改定後(値上げ幅)	年額 118,800 円	年額 139,600 円(+20,800 円)	年度	対象者数	減免額	R3	53人	2,890千円	R4	72人	3,880千円	R5	72人	3,822千円
現行	改定後(値上げ幅)																																				
年額 390,000 円	年額 392,800 円(+2,800 円)																																				
年度	人数	減免額																																			
R3	33人	4,961千円																																			
R4	34人	5,611千円																																			
R5	35人	5,850千円																																			
現行	改定後(値上げ幅)																																				
年額 118,800 円	年額 139,600 円(+20,800 円)																																				
年度	対象者数	減免額																																			
R3	53人	2,890千円																																			
R4	72人	3,880千円																																			
R5	72人	3,822千円																																			

		8 小中学校の給食無償化を実現し、安全安心な給食を提供できるよう、県として予算をつけてほしい。			4 その他制度 ○ 技能者育成資金融資制度（厚生労働省） 【茨城県立笠間陶芸大学校の授業料の改定について】 1 授業料改定の内容 ○ 茨城県立笠間陶芸大学校の授業料を次のとおり改定する。 <table><tr><td>現行</td><td>改定後（値上げ幅）</td></tr><tr><td>年額 234,600円</td><td>年額 246,300円（＋11,700円）</td></tr></table> ○ 改定日：令和7年4月1日 2 授業料改定の理由等 ○ 県立施設の使用料等については、おおむね3年に1度、その間の物価上昇率等を勘案して一斉点検を行うこととしており、令和6年度が見直し時期にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から改定することとしたもの。 ○ 茨城県立笠間陶芸大学校の授業料の改定は、2016年度（平成28年度）の開校以来、今回が初めて。 3 教育費の負担軽減 ○ 茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年茨城県条例第28号）に基づき、学生が経済的な理由等により、授業料の納付が困難な場合には、授業料の全部若しくは一部を免除又は、徴収を猶予する。 ○ 開校以来、減免実績なし。	現行	改定後（値上げ幅）	年額 234,600円	年額 246,300円（＋11,700円）
現行	改定後（値上げ幅）								
年額 234,600円	年額 246,300円（＋11,700円）								

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	紹介議員氏名	調 査 結 果																																
6 年 第 1 1 号	6 . 1 1 . 2 9	県立学校の授業料値上げの撤回に関する請願 茨城県は 2025 年度から県内の医療、看護、農業、陶芸、産業技術専門学院・IT 短大など 6 つの授業料値上げを予定している。一方、東京都立大は授業料を無償化し、兵庫県や大阪府も段階的に無償化にする方針を決め、学費軽減に踏み出す自治体が出てきている。電気代高騰が学費値上げの理由としているが、兵庫県は物価高騰対策の臨時交付金を活用して学費無償化を掲げた。茨城県の学費値上げは「教育費の負担を減らしてほしい」という県民の願いに背くものである。 全国大学生生活協同組合連合会が発表した学生の「生活実態調査」(2023 年)では、日常生活の悩みに「生活費やお金のこと」と答えた学生が最多となり、東京私立学校教職員組合連合の調査では、毎月の仕送り額の平均が 8 万 9,300 円、そこから家賃などを引くと、1 日の生活費が 653 円になる結果だった。学業が犠牲になるほど長時間アルバイトをせざるを得ない実態がある。 そこで、以下の項目を請願する。 記 1 県内 6 つの県立学校の学費値上げを撤回すること。 2 県議会の「誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり調査特別委員会」の提言にのっとり、奨学金の拡充など教育費の負担軽減を行うこと。	日本民主青年同盟 茨城県委員会 委員長 常田 葵 外 1,056 名	江 尻 加 那	【茨城県立産業技術短期大学の授業料の改定について】 1 授業料改定の内容 ○ 茨城県立産業技術短期大学の授業料を次のとおり改定する。 <table><tr><td>現行</td><td>改定後(値上げ幅)</td></tr><tr><td>年額 390,000 円</td><td>年額 392,800 円(+2,800 円)</td></tr></table> ○ 改定日:令和 7 年 4 月 1 日 2 授業料改定の理由等 ○ 県立施設の使用料等については、おおむね 3 年に 1 度、その間の物価上昇率等を勘案して一斉点検を行うこととしており、令和 6 年度が見直し時期にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から改定することとしたもの。 ○ 前回の授業料の見直しは、2007 年度(平成 19 年度)。 3 教育費の負担軽減 ○ 茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例(平成 16 年茨城県条例第 19 号)に基づき、学生が経済的な理由等により、授業料の納付が困難な場合には、授業料の全部若しくは一部を免除又は、徴収を猶予する。 ○ 過去 3 年間の減免実績は以下のとおり。 <table><tr><td>年度</td><td>人数</td><td>減免額</td></tr><tr><td>R3</td><td>33人</td><td>4,961千円</td></tr><tr><td>R4</td><td>34人</td><td>5,611千円</td></tr><tr><td>R5</td><td>35人</td><td>5,850千円</td></tr></table> 4 その他制度 ○ 技能者育成資金融資制度(厚生労働省) 【茨城県県立職業能力開発校の授業料の改定について】 1 授業料改定の内容 ○ 茨城県県立職業能力開発校の授業料を次のとおり改定する。 <table><tr><td>現行</td><td>改定後(値上げ幅)</td></tr><tr><td>年額 118,800 円</td><td>年額 139,600 円(+20,800 円)</td></tr></table> ○ 改定日:令和 7 年 4 月 1 日 2 授業料改定の理由等 ○ 県立施設の使用料等については、おおむね 3 年に 1 度、その間の物価上昇率等を勘案して一斉点検を行うこととしており、令和 6 年度が見直し時期にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から改定することとしたもの。 ○ 前回の授業料の見直しは、2007 年度(平成 19 年度)。 3 教育費の負担軽減 ○ 茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例(昭和 49 年茨城県条例第 17 号)に基づき、学生が経済的な理由等により、授業料の納付が困難な場合には、授業料の全部若しくは一部を免除又は、徴収を猶予する。 ○ 過去 3 年間の減免実績は以下のとおり。 <table><tr><td>年度</td><td>対象者数</td><td>減免額</td></tr><tr><td>R3</td><td>53人</td><td>2,890千円</td></tr><tr><td>R4</td><td>72人</td><td>3,880千円</td></tr><tr><td>R5</td><td>72人</td><td>3,822千円</td></tr></table>	現行	改定後(値上げ幅)	年額 390,000 円	年額 392,800 円(+2,800 円)	年度	人数	減免額	R3	33人	4,961千円	R4	34人	5,611千円	R5	35人	5,850千円	現行	改定後(値上げ幅)	年額 118,800 円	年額 139,600 円(+20,800 円)	年度	対象者数	減免額	R3	53人	2,890千円	R4	72人	3,880千円	R5	72人	3,822千円
現行	改定後(値上げ幅)																																				
年額 390,000 円	年額 392,800 円(+2,800 円)																																				
年度	人数	減免額																																			
R3	33人	4,961千円																																			
R4	34人	5,611千円																																			
R5	35人	5,850千円																																			
現行	改定後(値上げ幅)																																				
年額 118,800 円	年額 139,600 円(+20,800 円)																																				
年度	対象者数	減免額																																			
R3	53人	2,890千円																																			
R4	72人	3,880千円																																			
R5	72人	3,822千円																																			

					4 その他制度 ○ 技能者育成資金融資制度（厚生労働省） 【茨城県立笠間陶芸大学校の授業料の改定について】 1 授業料改定の内容 ○ 茨城県立笠間陶芸大学校の授業料を次のとおり改定する。 <table><tr><td>現行</td><td>改定後（値上げ幅）</td></tr><tr><td>年額 234,600円</td><td>年額 246,300円（＋11,700円）</td></tr></table> ○ 改定日：令和7年4月1日 2 授業料改定の理由等 ○ 県立施設の使用料等については、おおむね3年に1度、その間の物価上昇率等を勘案して一斉点検を行うこととしており、令和6年度が見直し時期にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から改定することとしたもの。 ○ 茨城県立笠間陶芸大学校の授業料の改定は、2016年度（平成28年度）の開校以来、今回が初めて。 3 教育費の負担軽減 ○ 茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年茨城県条例第28号）に基づき、学生が経済的な理由等により、授業料の納付が困難な場合には、授業料の全部若しくは一部を免除又は、徴収を猶予する。 ○ 開校以来、減免実績なし。	現行	改定後（値上げ幅）	年額 234,600円	年額 246,300円（＋11,700円）
現行	改定後（値上げ幅）								
年額 234,600円	年額 246,300円（＋11,700円）								